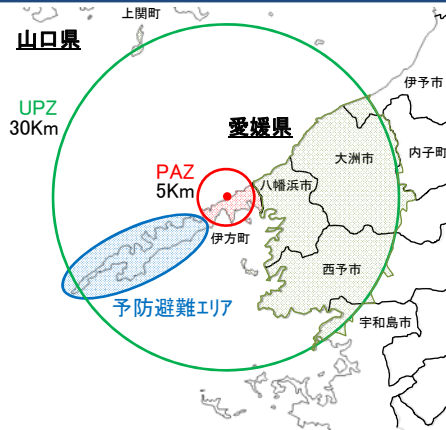


1. 伊方地域の原子力災害対策重点区域

- 伊方地域における原子力災害対策重点区域は(概ね半径30kmの範囲)の人口は121,779人(平成28年4月現在)。
- PAZ圏内の人口は伊方町(愛媛県) 5,340人。
- UPZ圏内の人口は関係2県8市町116,439人。このうち、予防避難エリア(PAZ圏以西の佐田岬半島地域内の人口は4,724人。

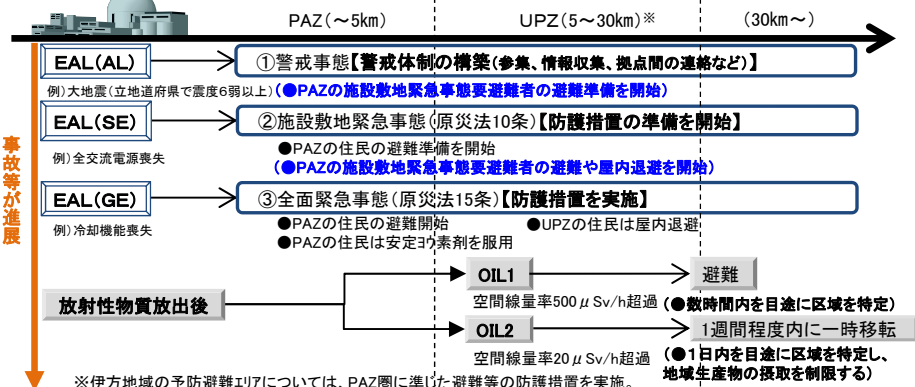


関係県	PAZ圏内 (概ね5km)	UPZ圏内 (概ね5~30km)		合計
		予防避難エリア		
愛媛県	5,340人	116,413人	4,724人	121,753人
山口県	—	26人	0人	26人
<b>合計</b>	<b>5,340人</b>	<b>116,439人</b>	<b>4,724人</b>	<b>121,779人</b>

※PAZ(予防的防護措置を準備する区域):Precautionary Action Zone  
 ※UPZ(緊急時防護措置を準備する区域):Urgent Protective Action Planning Zone  
 ※予防避難エリア(PAZ圏に準じた避難等の防護措置を準備する区域)

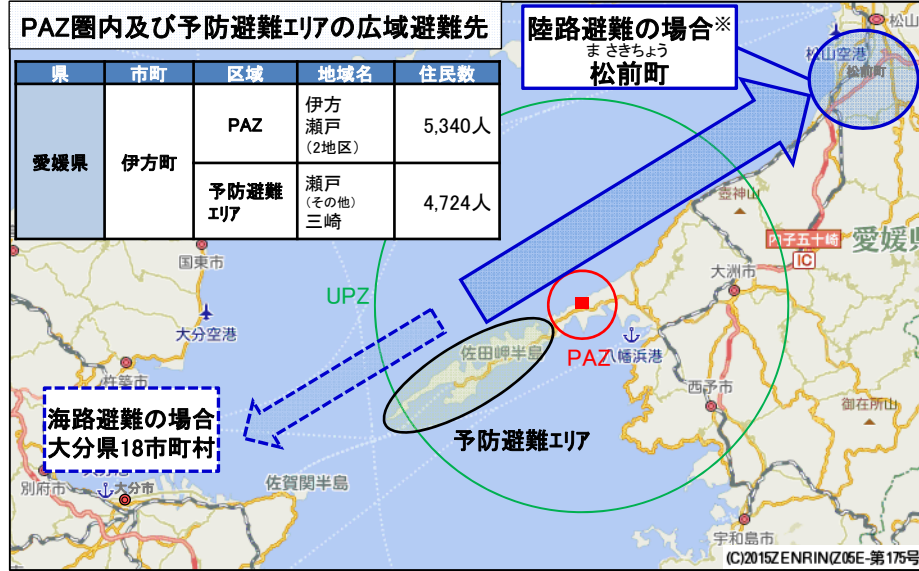
2. 原子力災害対策指針における緊急時防護措置実施の考え方

- 緊急事態の初期段階は原子力施設の状態等の進捗で、放射性物質放出後は緊急時モニタリングの結果に基づいて防護措置を実施。
- EAL(Emergency Action Level)による段階的避難/施設敷地緊急事態要避難者は早期避難  
 原子力施設の状態等に基づく緊急事態区分を導入し、その区分を判断する基準(EAL)を設定。  
 EALに基づき防護措置を行う。  
 ※施設敷地緊急事態要避難者の避難は通常の避難より時間がかかるため、EAL(SE)の段階から避難を開始する。  
 ただし、避難により健康リスクが高まるおそれのある者は速へい効果の高い建物等に屋内退避する。
- 緊急時モニタリングの実施/OIL(Operational Intervention Level)に基づく判断  
 国はEAL(SE)の段階で緊急時モニタリングセンターを立ち上げる。放射性物質放出後、モニタリング結果と防護措置の実施基準(OIL)に基づき、PAZ圏外の住民の防護措置の実施を判断する。

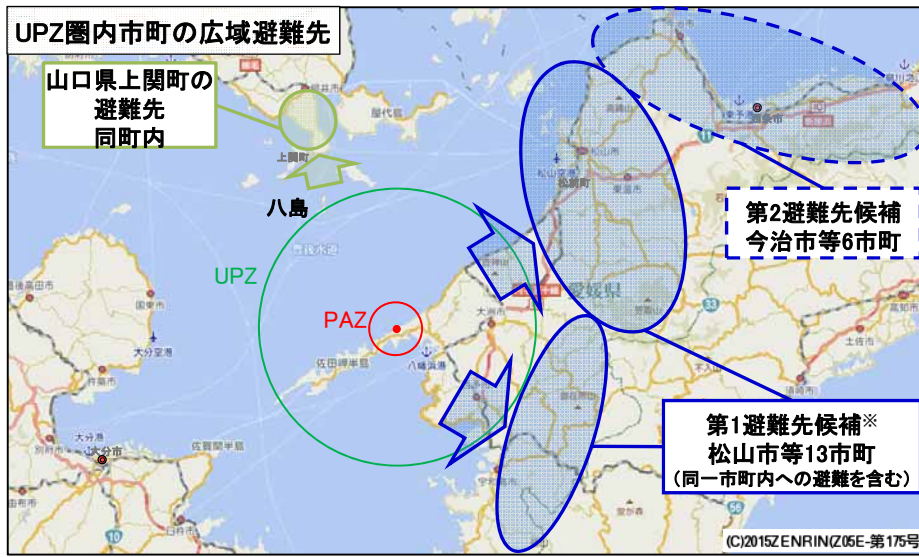


3. PAZ圏及びUPZ圏の各自治体における広域避難先

- PAZ圏内、UPZ圏内の各市町の住民の避難先は、県内外で確保。
- 県を越える避難が必要な場合、避難元県からの受入れ要請に基づき、避難計画で示された大分県及び山口県の避難先で受入れを行う。



※ 愛媛県内の第2避難先候補として、今治市と上島町を設定



※愛媛県は、第1避難先候補施設に避難できない場合は、第2避難先候補(6市町)又は山口県へ避難

区域	種別	対象者数	避難等の流れ			備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態		
PAZ (発電所から5km圏内)	施設敷地緊急事態(原災法10条)で避難開始 避難行動要支援者(社会福祉施設)	伊方町 92人	施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を開始	対象施設 伊方町 (1施設:92人)	<b>&lt;避難可能な者:86人&gt;</b> バス2台、福祉車両14台 (職員同乗)により避難  <b>&lt;無理に避難すると健康リスクが高まる者:6人&gt;</b> 自施設内(放射線防護施設) (職員が介護)	社会福祉施設 (松前町内2施設)  放射線防護施設 (伊方町内1施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設の避難計画において、避難先施設を設定。</li> <li>無理に避難すると健康リスクが高まる者は、輸送等の避難準備が整うまで自施設内で屋内退避を実施。</li> </ul>
	避難行動要支援者(在宅)	伊方町 175人		対象者 (175人)	<b>&lt;避難可能な者:170人&gt;</b> 支援者の自家用車等で移動(64人) → 一時集結所(2箇所) → 避難経路所(松前公園) 支援者と共に徒歩、自家用車等で移動(106人) → 一時集結所(2箇所) → 避難経路所(松前公園) バス4台、福祉車両10台(支援者同乗)により避難  <b>&lt;無理に避難すると健康リスクが高まる者:5人&gt;</b> 福祉車両1台により移動(ピストン輸送)	避難経路所(松前公園) → 広域避難所(松前町内13施設) 又は 福祉避難所(松前町内9施設)  放射線防護施設※1 (伊方町内3施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>伊方町が松前町の社会福祉施設等と受入を調整。</li> <li>無理に避難すると健康リスクが高まる避難行動要支援者は、近隣の放射線防護施設へ移動。</li> </ul>
	避難行動要支援者(学校・保育所)	伊方町 450人		対象施設(8施設:450人) ↓ 保育所の児童の保護者引き渡し	避難経路所(松前公園) → 広域避難所(松前町内13施設)	保護者へ引き渡しできなかった保育所の児童及び学校の児童等 → 避難経路所(松前公園) → 広域避難所(松前町内13施設)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校の児童等は、警戒事態になった場合、避難準備を開始。避難経路所(松前公園)に移動後、保護者に引き渡す。</li> <li>保育所の児童は、警戒事態になった時点で保育を中止し、保護者へ引き渡す。保護者への引き渡しできなかった場合は、避難経路所で保護者に引き渡す。</li> </ul>
	全面緊急事態(原災法15条)で避難開始 一般住民※2	伊方町 4,623人		対象者 (4,623人)	一般住民の避難準備を開始	<b>&lt;自家用車で避難可能な者&gt;</b> 3,869人 → 避難経路所(松前公園) → 広域避難所(松前町内13施設)	<b>&lt;自家用車で避難できない者&gt;</b> 一時集結所(2箇所) → 避難経路所(松前公園) → 広域避難所(松前町内13施設) 754人(バス17台)
	合計	5,340人					

※2 一般住民の対象者数は、PAZ住民数の合計数から割り出した数であり、若干の増減がある。

➤ 伊方発電所が佐田岬半島の付け根付近に位置しているという地理的特性を踏まえ、PAZ圏以西の半島地域を予防避難エリアとして位置づけ、防護措置については、発電所や周辺の道路・港湾等の状況に応じ、多様な対応（陸路避難、海路避難、空路避難、屋内退避）を準備。

		種別	対象者数	避難・屋内退避の方法	
施設敷地緊急事態（原災法10条）で避難・屋内退避開始		避難行動要支援者（医療機関・社会福祉施設）	伊方町 137人		発電所や周辺の道路・港湾等の状況等さまざまな事態に対応できるように、複数の防護措置を組み合わせることで対応を実施
		避難行動要支援者（在宅）	伊方町 170人		
		避難行動要支援者（学校・保育所）	伊方町 379人		
全面緊急事態（原災法15条）で避難・屋内退避開始	一般住民※1	伊方町 4,038人			
		合計	4,724人		自家用車、バス等による陸路避難 船舶による海路避難 県等のヘリコプターによる空路避難 屋内退避施設等において屋内退避

※1 一般住民の対象者数は、予防避難エリア住民数の合計数から割り出した数であり、若干の増減がある。

予防避難エリアにおける状況に応じた防護措置

【状況の確認】

- ①警戒事態：  
愛媛県及び伊方町が、道路や港湾等の状況を確認し、避難方法の検討を開始
- ②施設敷地緊急事態：  
防護措置の方法を決定し、住民に広報を実施

【状況に応じた防護措置】

想定される状況		防護措置	
放射性物質放出まで時間的猶予がある場合	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難	ケース1
	国道197号が使用可能な場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	陸路避難 海路避難 空路避難	ケース2
	国道197号の一部が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	海路避難 空路避難	ケース3
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合	陸路避難	ケース4
	国道197号が使用不可の場合 港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合	陸路避難	ケース4
放射性物質放出のリスクが高まった場合			

2 放射性物質の放出後については、緊急時モニタリングの結果を踏まえて、原子力災害対策指針で定める基準（OIL）に基づき、一時移転等の防護措置を実施。

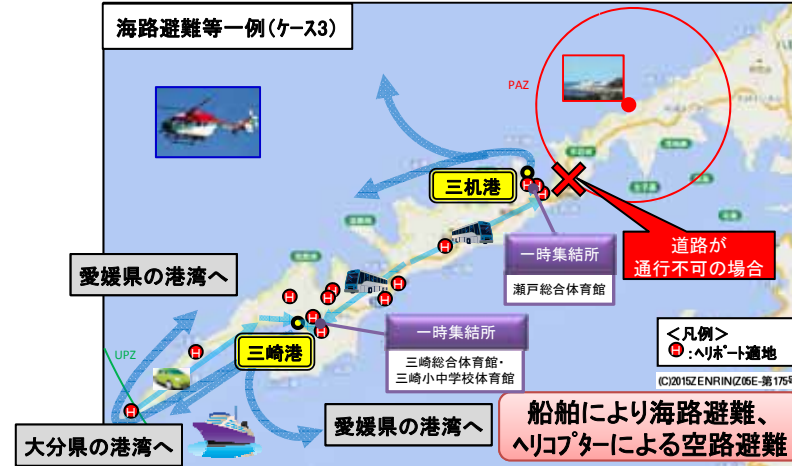
（ケース1）陸路避難を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用可能な場合は、**陸路による避難を実施**。
- 自家用車での避難ができる住民は、自家用車により避難経路（松前公園）に移動の上、松前町の指示する広域避難所に避難。
- 自家用車等での避難が困難な住民は、一時集結所に移動後、愛媛県が手配するバス等により避難。



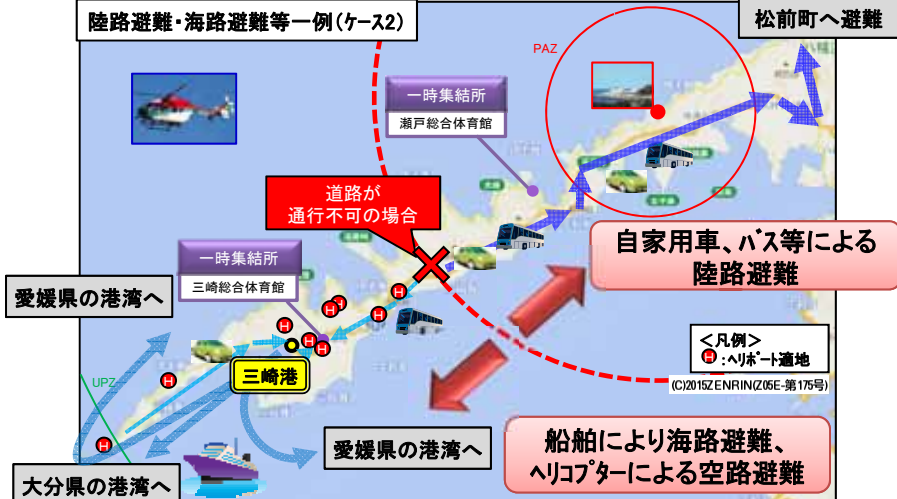
（ケース3）海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、**海路による避難を実施**。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる**空路避難を併用**。
- 各一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



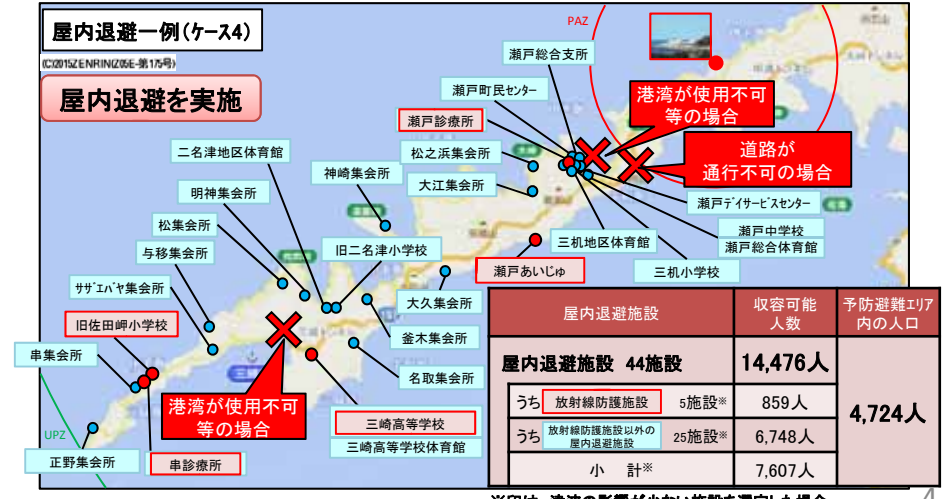
（ケース2）陸路避難、海路避難等を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があり、国道197号の一部が使用不可であるが、港湾が使用可能であり船舶が確保できる場合は、**陸路と海路による避難を実施**。また、ヘリコプターによる避難が可能な場合には、県等のヘリコプターによる**空路避難を併用**。
- 一時集結所から大分県等への海路避難は、愛媛県手配の船舶により実施。



（ケース4）屋内退避を実施する場合

- 放射性物質放出まで時間的猶予があるものの国道197号が使用できず、港湾が使用不可もしくは船舶が確保できない場合、または放射性物質放出のリスクが高まった場合は、**屋内退避を実施**。
- 予防避難エリアの住民が屋内退避できる屋内退避施設を確保。
- 予防避難エリアにおいては、伊方町等が約4,700人が生活できる食料及び生活物資等を7日分供給。



区域	種別	対象者数	屋内退避 / 一時移転(1週間程度内に実施)の流れ				備考	
			警戒事態	施設敷地緊急事態	全面緊急事態			
UPZ (発電所から5~30km圏内) (予防避難エリアを除く)	避難行動要支援者(医療機関)	愛媛県: 2,450人 山口県: 対象施設なし			屋内退避 (26施設: 2,450人)	一時移転対象病院 バス・福祉車両(職員同乗)により避難	避難先医療機関 <sup>※1</sup> (98施設) 受入可能人数: 2,829人	● 愛媛県が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネータの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施。 (施設毎の避難計画は策定済み)
	避難行動要支援者(社会福祉施設)	愛媛県: 3,259人 山口県: 対象施設なし			屋内退避 (109施設: 3,259人)	一時移転対象福祉施設 バス・福祉車両(職員同乗)により避難	避難先福祉施設 (161施設) 受入可能人数: 3,280人	● 施設毎の避難計画に基づき、あらかじめ選定している避難先施設へ避難、もしくは家族へ引き渡し。 ● あらかじめ選定した避難先施設への避難もしくは家族への引き渡しができない場合は、愛媛県が受入先を調整。
	避難行動要支援者(在宅)	愛媛県: 6,760人 山口県: 対象者なし			屋内退避 (6,760人)	一時移転対象者 バス・福祉車両(支援者同乗)により移動	避難先施設 福祉避難所等 (175施設) 介護ベッド等が必要な要支援者	● 関係市町が準備した避難先に一時移転を行う。 ● 介護ベッド等が必要な要支援者は福祉避難所等へ移動。
	避難行動要支援者(学校・保育所)	愛媛県: 14,116人 山口県: 対象施設なし	対象施設 (127施設)		屋内退避 (127施設: 14,116人)	一時移転対象学校等 バス(教職員同乗)により避難	広域避難所等 ※避難先施設で保護者に引き渡し	● 施設敷地緊急事態になった時点で授業・保育を中止し、保護者への引き渡しを開始。 ● 保護者へ引き渡しできなかった場合は、全面緊急事態で屋内退避を行い、その後指示に基づき一時移転先に移動し、保護者に引き渡す。
	一般住民 <sup>※2</sup>	愛媛県: 85,104人 山口県: 26人 計85,130人		保護者引き渡し	屋内退避 (85,130人)	一時移転対象者 愛媛県 避難経路所 山口県 島外避難所 自家用車、バス等により移動	広域避難所	● 避難計画で定めている避難先へ一時移転を実施。 ● 愛媛県では、自家用車を利用可能な者は自家用車で移動。自家用車を利用できない者は、県が準備したバス等で移動。 ● 山口県では対象地域が離島のため船舶による避難を実施。
合計		111,715人						

※2 一般住民の対象者数は、UPZ(予防避難エリアを除く)住民数の合計から割り出した数であり、若干の増減がある。

※3 UPZ圏内の全住民が一斉には一時移転を行わず、緊急時モニタリング結果に基づき、毎時20マイクロベルトを超える区域が特定された場合は、特定された区域の住民の一時移転を実施。

愛媛県が、域内のバス等会社から必要となる輸送手段を調達。不足する場合は、他県との応援協定や政府の支援の下、近隣県等から輸送手段を調達。

# 伊方地域の緊急時対応（概要版） 個別課題の検討状況

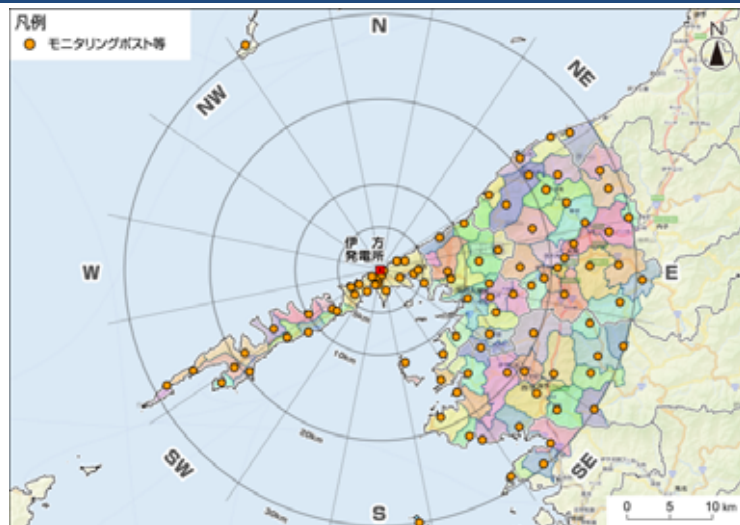
## 1. 大分県における避難先

- 愛媛県から受入要請がなされた場合、大分県は各市町村・関係機関とともに受入調整を実施。
- 大分県の受入準備が整った段階で、**陸路避難ができなくなった住民は大分県への避難を開始**。
- 大分県では、あらかじめ避難受入市町村の災害状況等に応じた避難ケース例を複数設定し、これらの**避難ケース例を踏まえて柔軟に対応**。
- 海路による大分県への避難が困難な場合には、愛媛県手配の船舶により、愛媛県内等への海路避難を実施。



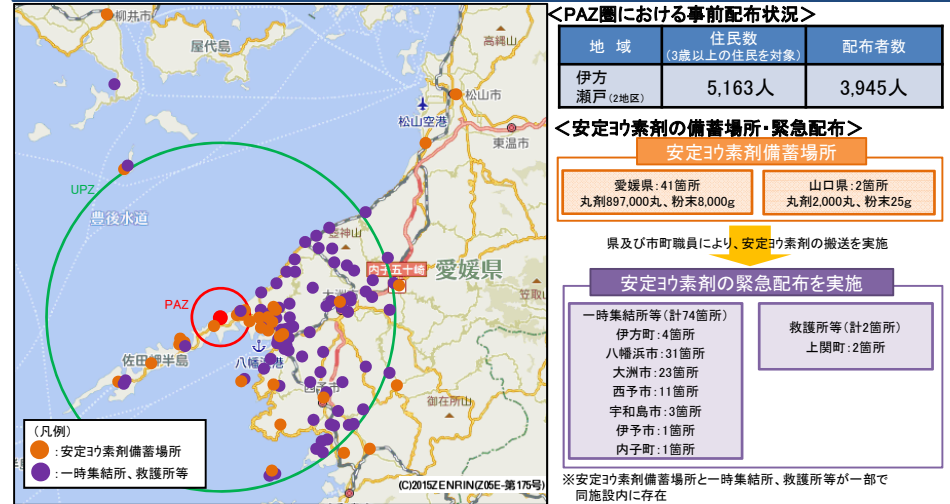
## 2. 伊方地域の緊急時モニタリング地点及び一時移転等の実施

- 愛媛県及び山口県の既設のモニタリングポスト等については、そこで測定された実測値に基づいて迅速に防護措置を講ずる区域を特定できるよう、一時移転等の実施単位毎に関連付けを行っている。



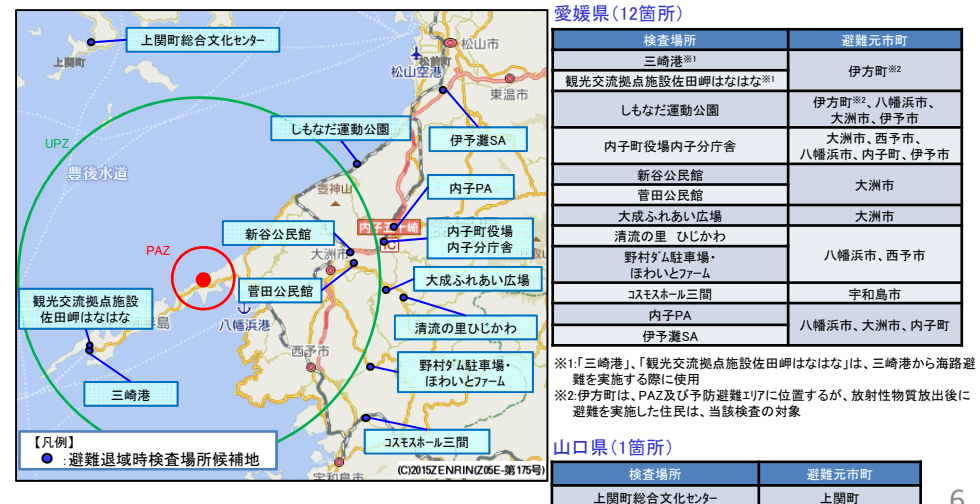
## 3. 安定ヨウ素剤の事前配布・緊急配布

- 愛媛県及び伊方町では、PAZ圏内住民を対象に住民説明会を開催し、安定ヨウ素剤の事前配布を実施。今後も継続して説明会を複数回実施し、配布を行う。また、常設相談窓口を通じても配布を実施。
- なお、避難住民等に対する**安定ヨウ素剤の緊急配布のための備蓄を実施**。緊急配布は備蓄場所より一時集結所等に設置する緊急配布場所に搬送の上、対象住民等に順次配布・調製を実施。
- 今後、乳幼児向けゼリー状安定ヨウ素剤の備蓄及び配布についても検討。

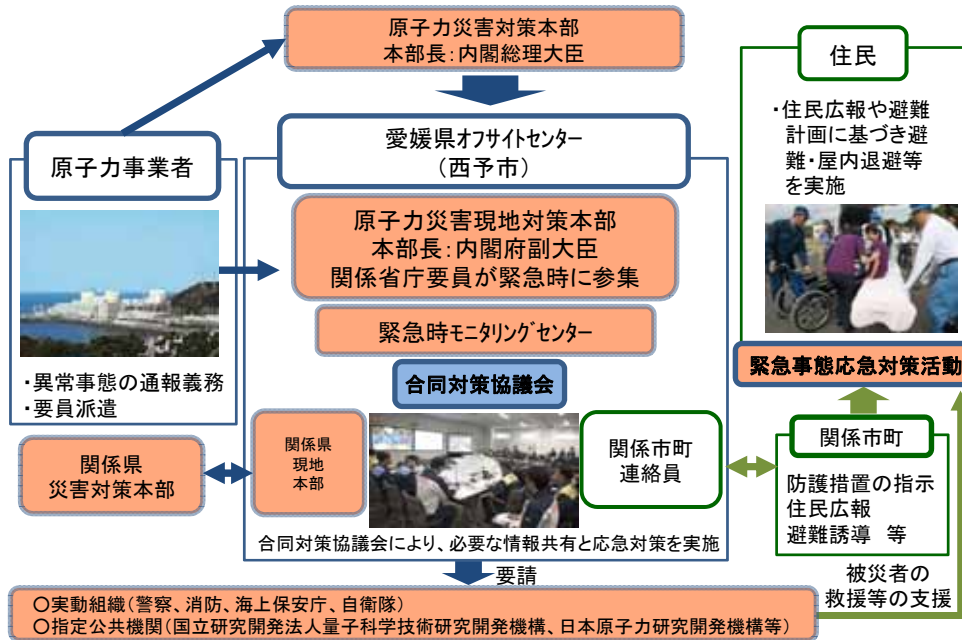


## 4. 避難退域時検査場所の候補地の設定

- 愛媛県及び山口県では、緊急時の避難を円滑に行うため、UPZ圏内人口等を考慮し、避難元市町と各避難退域時検査場所の対応付けを行ったうえで、候補地をあらかじめ準備。



## 1. 緊急時対応体制

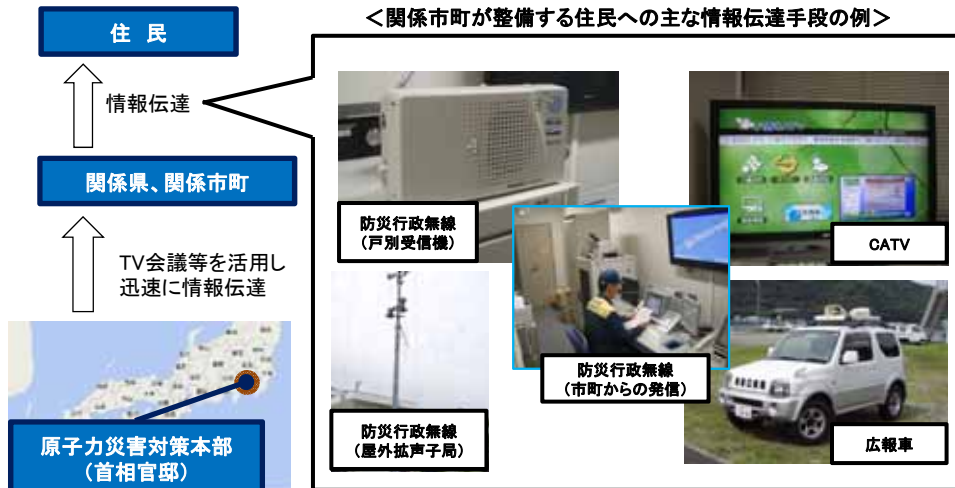


## 3. 国の実動組織の広域支援体制



## 2. 住民への国等の情報伝達体制

- 防護措置(避難、一時移転、安定剤の服用指示等)が必要になった場合は、原子力災害対策本部から、関係県及び関係市町に、その内容をTV会議等を活用し迅速に情報提供。
- 関係市町は、**防災行政無線、広報車、CATV、緊急速報メールサービス等を活用し、住民へ情報を伝達**。



## 4. 自然災害などの複合災害で想定される実動組織の活動例

愛媛県、山口県と関係市町との調整を踏まえ、必要に応じ広域応援を実施。

**警察組織**

- ✓ 現地派遣要員の輸送車両の先導
- ✓ 避難住民の誘導・交通規制
- ✓ 避難指示の伝達
- ✓ 避難指示区域への立ち入り制限等

**消防組織**

- ✓ 避難行動要支援者の搬送の支援
- ✓ 傷病者の搬送
- ✓ 避難指示の伝達

**海上保安庁**

- ✓ 巡視船艇による住民避難の支援
- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 漁船等への避難指示の伝達
- ✓ 海上における警戒活動

**防衛省**

- ✓ 緊急時モニタリング支援
- ✓ 被害状況の把握
- ✓ 避難の援助
- ✓ 人員及び物資の緊急輸送
- ✓ 緊急時の避難地域時検査及び簡易除染
- ✓ 人命救助のための通行不能道路の啓開作業